

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者様

宮崎市長 清山 知憲
(公 印 省 略)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問サービスの委託について（通知）

時下 貴事業者におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）ごとに、当該事業所の従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならないとされていますが、当該事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせること（以下「一部業務委託」という。）ができるとされています。（宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号））

このたび、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施を可能とする観点から、訪問看護を除く訪問サービスの一部業務委託ができる「適切と認める範囲」、一部業務委託を行う場合の取扱い及び留意点を別紙のとおり定めましたので、各事業所において一部業務委託を行う際は、本通知に基づいて実施していただきますようお願いいたします。

※訪問看護サービスについては、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けることにより、連携指定訪問看護事業所からのサービス提供が認められています。

【文書取扱】

福祉部 介護保険課 事業所支援係

TEL : 0985-44-2591

FAX : 0985-31-6337

別紙

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が一部業務委託することができる範囲等について

1 一部業務委託することについて適切と認める範囲

定期巡回サービスの事業の一部

※随時訪問サービスの一部業務委託は認められません。

2 1を定めた理由

本市の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による指定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、各事業所の従業者により提供できるサービス量に限りがあることから、量的ニーズに応えきれていないといった実情がみられます。また、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を検討する方は、それ以前から指定訪問介護等のサービス利用をしていた方が多く、それまで利用していた事業所のヘルパーによる訪問を引き続き受けたいといったニーズもみられることから、訪問サービスの一部を他の指定訪問介護事業所等の従業者によって提供する必要性があるものと考えます。一方で、急な依頼に対応する必要がある随時訪問サービスについては、指定訪問介護事業所等の通常の業務の範囲で行うことの可否や、サービスの質の確保の観点から、一部業務委託を認めることが懸念されるところです。

3 一部業務委託を行う場合の取扱い

(1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回サービスの一部業務委託を行う場合は、「宮崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」及び関係法令を遵守してください。

(2) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、定期巡回サービスの一部業務委託を行う場合は、事前に市へ相談のうえ、次の要件を満たしていることを確認し事前に根拠となる資料等を提出してください。

(ア) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築していること。

(イ) 他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができること。

(ウ) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者の処遇に支障がないこと。

(3) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回サービスの一部業務委託を行う場合は、次の手続きを行ってください。

(ア) 一部業務委託をする指定訪問介護事業所等の運営事業者と書面にて契約すること。また、当該契約において、当該一部業務委託に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約内容についての説明を十分に行うこと。

(イ) 一部業務委託により定期巡回サービスの一部を他の指定訪問介護事業所等の従業者が提供する可能性があることを、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程及び重要事項説明書等に明記した上で、これを利用者へ示して説明し、同意を得ること。

(ウ) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程(※重要事項説明書等に一部業務委託についての記載がある場合はこれを含む)を変更した際は変更を市に届け出ること。この際、指定訪問介護事業所等との契約書の写しも併せて提出すること。

4 一部業務委託を行う場合の留意点

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する責務は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者にありますので、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、一部業務委託により他の指定訪問介護事業所等の従業者が定期巡回サービスの一部を提供することになった場合についても、常に指定訪問介護事業所等と連携を図り、サービスの提供状況等を把握した上で適切に管理を行ってください。

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が提供する訪問サービスのうち、委託を認める範囲は、定期巡回サービスの一部となりますので、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービスの全てを委託することはできません。

(3) 一部業務委託を認めることとした趣旨(2をご参照ください。)から、一部業務委託は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の実績を重ねた事業者が、利用者からの要望や事業所へ寄せられるニーズに応じて検討することを想定しています。したがって、事業開始当初からいわゆるビジネスモデルとして一部業務委託を組み込むような取扱いは想定しておりません。

(4) 本市市境在住者等が、隣接他市町村に所在する指定訪問介護事業所等を利用している場合も想定されることから、一部業務委託を行う指定訪問介護事業所等の所在地については市内に限定いたしません。市外に所在する指定訪問介護事業所等へ一部業務委託を行う場合は、一部業務委託を行う事業が本市の地域密着型サービス事業であることについて一部業務委託の契約の中で十分に説明を行ってください。

5 取扱適用開始日

令和4年4月1日

以上